

## 第4章 その他の施策展開

### 1 教育の振興・不適切な飲酒の誘引防止

#### (1) 学校教育等の推進

- 未成年からの飲酒による健康被害に関する正しい知識を理解させるよう、教科指導を中心とした学校教育全般において発達段階に応じた指導の充実を図ります。
  - ・ 小学校では、飲酒による判断力の低下や、呼吸や心臓が苦しくなる等、体に及ぼす影響について理解させます。また、青少年育成団体との協働により、県下の全小学5年生及びその家庭を対象に、飲酒の危険性についても記載した「非行防止啓発リーフレット」を作成・配布します。
  - ・ 中学校では、飲酒による思考力や自制力の低下、急性中毒により意識障害や死に至ることや、常習的な飲酒による肝臓病や脳の病気などの健康被害、アルコールによる依存症についても理解させます。
  - ・ 高等学校では、飲酒は生活習慣病の要因となり健康に影響があることや、胎児への影響などにも触れるとともに、法的な整備も含めた社会環境への適切な対応が必要であることを理解させます。

#### (2) 家庭に対する啓発の推進

- 飲酒が妊産婦自身の健康リスクを高めること、妊婦の飲酒が胎児の低体重・脳障害・奇形など胎児性アルコール症候群等のリスクがあること、授乳期間中の飲酒によりアルコールが母乳を介して乳児に移行し成長に影響するリスクなど、飲酒によるリスクに関する知識の普及啓発を進めるため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問などの母子保健事業のなかで、飲酒が健康に与える害についての知識の普及啓発等を行います。
- 県民一人ひとりがアルコールによる健康被害に関する正しい知識を持てるよう情報提供、啓発をさらに推進するため、生活習慣病予防の観点からアルコール対策を含めた「ひょうご健康づくりチェックツール」や、「県民行動指標」などを活用し、健康ひょうご21県民運動の展開等を通じて、県民への情報提供、啓発を推進します。

#### (3) 飲酒運転防止に向けた広報啓発

- 飲酒運転根絶に向けて、飲酒運転の悪質性や危険性、道路交通法の周知徹底を図るため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動に基づいた広報啓発キャンペーンや交通安全教室の開催を推進します。
- 「安全運転管理者講習」（一定台数以上の自動車を使用している事業者者に義務づけられている講習）や企業講習、自転車運転者講習時等の講話や啓発DVD等を通じて企業・地域・家族ぐるみでの飲酒運転防止を図ります。
- 飲酒運転による悲惨な交通事故をなくすために、「キッズ交通保安官」を任命し、家庭や地域の中で、子どもから大人に対して、飲酒運転をしないよう呼びか

けを行います。また、「キッズ交通保安官」の保護者（家族）をファミリー隊員に任命し、地域や職場での飲酒運転追放の呼びかけを行います。

- 市町等が主催する地域行事開催時の飲酒運転追放キャンペーンや交通安全フェア等での飲酒運転疑似体験（特殊ゴーグル使用）を実施します。

#### **(4) 未成年者の飲酒防止に向けた取締り等**

- 未成年者の飲酒防止に向けた広報啓発及び取締り等として、街頭補導（飲酒行為をする少年の補導、保護者への指導）、指導助言・協力依頼（酒類販売店等への訪問）、検挙活動（未成年者に酒類を販売等する者の検挙）を行います。

#### **(5) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進**

- 特定健診・特定保健指導の受診促進や、効果的・効率的な特定健診・特定保健指導を実施するための人材育成により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に早期介入を進めるため、市町や職域、医療保険者と連携・協働した検診等の受診促進に向けた普及啓発を強化します。
- 「標準的な検診・保健指導プログラム」を踏まえ、対象者の生活習慣病予防のための行動変容に確実につながる保健指導や、アルコール使用障害スクリーニングの実施による専門医療機関への受診勧奨等を行える人材の育成を図るための研修会等を開催します。

## **2 飲酒に関連した社会問題への対応**

### **(1) 飲酒運転をした者に対する対策**

- 運転免許取消処分者講習対象者のうち、運転免許の取消処分に係る累積点数中に酒気帯び運転等の法令違反が含まれている者または無免許で飲酒運転の法令違反がある者で、運転免許を再取得しようとする者に対しては、通常の講習内容に加えてAUDIT（アルコールスクリーニングテスト）、ブリーフインターベンション（減酒支援）、ディスカッションを行い、アルコールの身体及び運転に及ぼす影響について教育するとともに、行動変容を促すような効果的な指導を行います。

### **(2) 暴力の背景にアルコール関連問題がある場合の対策**

- 配偶者暴力相談支援センター（女性家庭センター）と健康福祉事務所や市町保健センター等の関係機関が適切な情報共有や連携を図ります。

### **(3) 虐待の背景にアルコール関連問題がある場合の対策**

- 県こども家庭センターと健康福祉事務所や市町保健センター等の関係機関が適切な情報共有や連携を図ることにより、保護者やその家族が必要な支援を受けられることができる体制を整備します。

#### (4) 自殺未遂の背景にアルコール関連問題がある場合の対応

- 自殺のハイリスク要因であるアルコール依存症等精神疾患に関わる支援体制の充実を図ります。
  - ・ 専門医療機関や健康福祉事務所（保健所）等の相談窓口、自助グループによる相談等の広報周知を行います。
  - ・ 当事者や家族等への正しい知識の普及啓発を行います。
  - ・ 自殺ハイリスク者支援に関わる医療従事者（救急・一般医含む）や保健・福祉等地域支援者への研修を実施します。
  - ・ 地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体による連絡会議や協議会での有機的な連携による支援を行います。